

平成十七年農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条の規定に基づく
農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関）

（平成十七年三月十一日）

（農林水産省告示第四百五十六号）

改正 平成一八年 三月二八日農林水産省告示第三九五号

同	二一年	四月一四日同	第五〇四号
同	二四年	三月三〇日同	第八五九号
同	二七年	三月二〇日同	第六三二号
同	二七年	四月 一日同	第七五一号
同	二九年	三月 九日同	第三六二号
同	二九年	三月三一日同	第五〇五号
同	三十年	三月二二日同	第五七七号
	令和三年	三月三一日同	第四四八号
同	六年	三月一五日同	第五二三号
同	七年	四月 一日同	第五一一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行し、同日付けで、昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）は、廃止する。

一 森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する試験研究機関

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧国立研究開発法人森林総合研究所及び旧独立行政法人森林総合研究所を含む。）

ロ 一般財団法人日本きのこセンター菌蕈研究所（旧財団法人日本きのこセンター菌蕈研究所を含む。）

ハ 一般財団法人日本きのこ研究所（旧財団法人日本きのこ研究所を含む。）

ニ 一般社団法人日本森林技術協会（旧社団法人日本森林技術協会を含む。）

ホ 王子ホールディングス株式会社森林資源研究センター（旧王子ホールディングス株式会社バイオリソース開発センター、旧王子製紙株式会社森林先端技術研究所及び旧王子製紙株式会社森林資源研究所を含む。）

二 森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関

イ 北海道立北の森づくり専門学院

ロ 秋田県林業研究研修センター（秋田県林業トップランナー養成研修に限る。）

ハ 東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立 農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）

- ニ 群馬県立農林大学校（農林部農林業ビジネス学科森林コース（旧森林・環境コース及び旧森林学科を含む。）に限る。）
- ホ 専門学校山梨県立農林大学校（専門課程養成科森林学科に限る。）
- ヘ 長野県林業大学校
- ト 岐阜県立森林文化アカデミー（旧岐阜県林業短期大学校を含む。）
- チ 静岡県立農林大学校（養成部林業学科並びに研究部旧総合技術（林業）専攻及び旧専門技術（林業）専攻に限る。）
- リ 京都府立農業大学校（旧林業専攻課程に限る。）
- ヌ 京都府立林業大学校（森林林業科に限る。）
- ル 兵庫県立森林大学校（専攻科に限る。）
- ヲ 奈良県フォレスターアカデミー（フォレスター学科に限る。）
- ワ 島根県立農林大学校（林業科に限り、旧島根県立農業大学校（森林管理科及び森林総合課程に限る。）を含む。）
- カ 香川県立農業大学校（担い手養成科林業・造園緑化コースに限る。）

改正文 （平成一八年三月二八日農林水産省告示第三九五号） 抄
平成十八年四月一日から施行する。

改正文 （平成二一年四月一四日農林水産省告示第五〇四号） 抄
公布の日から施行する。

改正文 （平成二四年三月三〇日農林水産省告示第八五九号） 抄
平成二十四年四月一日から施行する。

改正文 （平成二七年三月二〇日農林水産省告示第六三二号） 抄
公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年四月一日農林水産省告示第七五一号）
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月九日農林水産省告示第三六二号）
この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正文 （平成二九年三月三一日農林水産省告示第五〇五号） 抄
平成二十九年四月一日から施行する。

改正文 （平成三十年三月二二日農林水産省告示第五七七号） 抄
改正する。

改正文 （令和三年三月三一日農林水産省告示第四四八号） 抄
改正する。

附 則 （令和六年三月一五日農林水産省告示第五二三号）
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年四月一日農林水産省告示第五一一号）
この告示は、令和七年四月一日から施行する。